

令和4年度 桑名市集団指導

全サービス共通

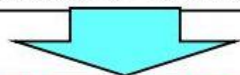
桑名市役所介護高齢課 介護予防支援室

介護保険の理念①

介護保険制度の導入の基本的な考え方

【背景】

- 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大。
- 一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化。
- 従来の老人福祉・老人医療制度による対応には限界。



高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み(介護保険)を創設

1997年 介護保険法成立、2000年 介護保険法施行

【基本的な考え方】

- **自立支援**・・・単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をすることを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。
- **利用者本位**・・・利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度
- **社会保険方式**・・・給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用

介護保険の理念②

○自立支援

介護保険法第1条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

介護保険の理念③

○利用者本位

介護保険法第2条

- 1 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。
- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

介護保険の理念④

○社会保険方式

介護保険法第4条

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

内容

- 令和6年3月31日までの努力義務について
 - ・感染症の予防及びまん延防止のための措置
 - ・虐待の防止に係る措置
 - ・業務継続計画（BCP）の策定等
- 令和4年3月31日までの努力義務について
 - ・ハラスメントに関する規定
- 避難確保計画について
- 新型コロナウイルス感染症の対応について
- 第三者評価について
- 避難訓練について
- 押印について
- 実地指導を通して

令和6年3月31日までの 努力義務について

- 感染症の予防及びまん延防止のための措置
- 虐待の防止に係る措置
- 業務継続計画（BCP）の策定等

★ポイント

- ・指針や計画は早期から少しずつできるところから策定を始める
- ・委員会や研修、訓練は他事業の事業所との合同開催が可能
- ・国のホームページの資料や各種研修を参考にする

感染症対策の強化

令和6年3月31日まで
の経過措置

感染症の予防及びまん延防止のための措置を実施することとされました。

感染症対策の強化については、基準上次のように定められています。

①	事業所における <u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</u> をおおむね6月に1回以上(施設サービスは3月に1回以上)開催するとともに、その結果について従業員等に周知すること。
②	事業所における <u>感染症予防及びまん延防止のための指針</u> を整備すること。
③	事業所において、従業員等に対し、 <u>感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練</u> を定期的実施すること。

ポイント

・施設系サービスは、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施が必要になります。その他のサービスは、①②③すべて必要です。

令和6年3月31日まで
の経過措置

感染症対策の強化

すべてのサービス事業所について、それぞれ対策を講じる必要があります。

『介護現場における感染対策の手引き』を参考にしながら、日ごろから感染に対する体制を整えるように努めてください。

- ・介護現場における感染対策の手引き」(厚生労働省より)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>
- ・介護職員のための感染対策マニュアル
(施設系) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>
(通所系) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>
(訪問系) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

※サービスごとに、運営基準上の「衛生管理等」、居宅介護支援については「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」の項目をご確認ください。

※感染症対策の手引きの190ページに指針の例が示されています。記載方法が不明な場合は参考にしてみてください。(47ページにも記載項目の例が示されています。)

感染症の予防及びまん延防止のための措置

面会・外出について

○施設系サービス等の面会について

面会については、面会者からの感染を防ぐこと、利用者、家族のQOL (Quality of Life)を考慮すること

○施設系サービスの外出について

感染が流行している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して利用者の外出についての対応を検討すること

引用)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

虐待防止の規定について

令和6年3月31日までの経過措置

虐待の発生又はその再発を防止するために、次のとおり必要な措置を講じる必要があります。

①	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従事者に周知徹底を図ること
②	虐待防止のための指針を整備すること
③	従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
④	①から③までの措置を適切に実施するための担当者を置くこと

ポイント

※特に以下の項目についてご確認ください。

- ①について、委員会での検討事項とそこで得た結果の従業者に対する周知
- ②について、指針に盛り込む内容
- ③について、定期的な研修(年〇回以上)とその記録
- ④について、1～3を適切に実施するための専任の担当者の配置

虐待防止の規定について

令和6年3月31日まで
の経過措置

運営規程において「虐待の防止のための措置に関する事項」として、すべての介護サービス事業者が定めておく必要があります。

たとえば、以下のとおり記載することが考えられます。

(虐待防止に関する事項)

第〇〇条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

※当該条文を追加したことによる、運営規程の変更届の提出は不要です。

業務継続計画の策定

令和6年3月31日までの経過措置

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施などが義務付けられました。

業務継続に向けた取組について、基準上次のように定められています。

①	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、 <u>業務継続計画を策定し</u> 、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。
②	事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な <u>研修及び訓練</u> を定期的実施しなければなりません。
③	事業者は、定期的に <u>業務継続計画の見直し</u> を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行わなければなりません。

※すべての事業者が対象となります。

業務継続計画の策定

令和6年3月31日まで
の経過措置

業務継続計画の策定にあたっては、厚生労働省作成のガイドラインをご確認ください。

「新型コロナウイルス感染症編」と「自然災害編」とがあり、それぞれひな形も用意されているので、ご活用ください。

・業務継続ガイドライン(厚生労働省より)

感染症発生時:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000817384.pdf>

自然災害発生時<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704787.pdf>

・業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

～ひな形のシートをダウンロードしてください～

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_0002.html

※計画の策定、研修及び訓練の実施について、他のサービス事業者と連携して行うことも可能です。

※計画の策定上必要な項目については、運営基準の「業務継続計画の策定」をご確認ください。

令和4年3月31日までの 努力義務について

○ハラスメントに関する規定

★ポイント

- ・セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどがある
- ・セクシュアルハラスメントについては利用者や家族から受けるものも含まれる
- ・カスタマーハラスメントについても具備するように

ハラスメント対策の強化について

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、すべての介護サービスについて、事業者としてのハラスメント対策を行うことが求められるようになりました。

ハラスメント対策について、基準上次のように定められています。

(例) 地域密着型通所介護

(勤務体制の確保等)

第30条(略)

2～3(略)

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

ハラスメント対策の強化について

基準の解釈通知によれば、事業者に求められることは次のとおりになります。

イ 事業主が講ずべき措置の概要

a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

→上記イの必要な措置を講じるにあたって、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にして取組を行うことが望ましい

※解釈通知の概要については、サービスごとに「勤務体制の確保」の項目でも確認できますので、参考にしてください。

※マニュアルや手引きについては、下記の厚労省のHPをご確認ください。

・介護現場におけるハラスメント対策(厚生労働省作成)

・「(管理職・職員向け)研修のための手引き」(厚生労働省作成)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

要配慮者利用施設における避難確保計画等について

水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設※について、避難確保計画の「作成」及びこれに基づく「訓練」の実施が**義務化されました**。

※要配慮者利用施設とは・・・主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(社会福祉施設、医療施設、学校など)です。

参考 桑名市ホームページ:

トップページ > 安全・安心 > 防災 > 風水害に備えて > 要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練実施」の義務について

要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練実施」の義務について

平成29年6月19日の「水防法」「土砂災害防止法」の改正により、浸水想定区域または土砂災害(特別)警戒区域に所在する要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設)の所有者または管理者は「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務となりました。

- [水防法・土砂災害防止法の改正の概要\(PDF:1,416KB\)](#)

➤ 対象となる施設には、令和4年3月に「避難確保計画」及び「訓練実施結果報告書」の提出について(依頼)を送付しています。

避難確保計画について

《至急》未作成施設は早急に作成し、市へ提出する必要があります

避難確保計画とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

避難確保計画に定める必要な事項

- ①防災体制に関する事項
- ②利用者の避難誘導に関する事項
- ③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織の業務に関する事項(水防法に基づき自衛水防組織を置く場合)
- ⑥そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

※「非常災害対策計画(介護保険法)」「消防計画(消防法)」などの既存の計画に、「避難確保計画に定める必要な項目」を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。

※一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、施設ごとに避難確保計画を提出してください。

避難確保計画のひな形をダウンロードできます

洪水、高潮時 https://www.city.kuwana.lg.jp/documents/8877/sinsui_s.docx

土砂災害時 https://www.city.kuwana.lg.jp/documents/8877/dosya_s.docx

要配慮者利用施設における

避難訓練の実施について

訓練の実施と報告についても義務化されました

避難確保計画に基づく訓練を原則年1回実施する必要があります。
また、訓練実施後、概ね1ヶ月を目安に報告してください。

避難訓練実施報告書のひな形を参考にしてください

https://www.city.kuwana.lg.jp/documents/8877/kunren_s.doc

※桑名市防災マップ～ハザードマップ～等を活用して、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施するようにしてください。

※避難訓練の仕方や避難確保計画の作成(見直し)方法にお困りの場合には、桑名市役所防災・危機管理課にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症 の対応について

○新型コロナウイルス感染症に関する通知等

厚生労働省 「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○経済的支援

三重県 「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」

https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/p0015500036_00002.htm

○物的支援

三重県・桑名市

マスク・手袋・ガウン等の衛生備品の供給(事業所内で感染者が発生し、確保に窮した場合)

第三者評価の実施状況について

第三者評価(外部評価)については、一部のサービスを除いて実施義務は課されていませんが、利用者への説明や掲示が義務付けられています。

- 掲示 居宅介護支援、介護予防支援
 - 重説への記載 地域密着型サービス(居宅・施設)

 - 内容(掲示や記載する項目)
- | | | |
|--------|----------|----------|
| 第三者評価の | ・実施状況の有無 | ・直近の実施日 |
| | ・評価機関の名称 | ・結果の開示状況 |

地域と連携した災害への対応の強化について

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることから、避難訓練の実施に当たって、地域住民との参加が得られるよう連携に努めなければならないとされました。

この基準が新たに定められたのは、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護になります。

(例) 地域密着型通所介護

(非常災害対策)

第27条(略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めなければならない。

この規定のポイントとしては、

※運営推進会議等を活用して、日ごろから地域住民との密接な連携体制を確保する

※訓練にあたり、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど実効性のあるものにする

利用者への説明・同意等に係る見直しについて

令和3年度介護保険制度改正により、「説明」や「同意」など書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて「電磁的方法」によることができるとされました。

参考として、指定居宅介護支援にかかる基準を記載します。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（一部抜粋）

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第31条 省略

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

<留意点>

※従来の書面での署名・押印の取扱いに加え、電磁的方法により利用者の同意等の意思表示を確認することでも可とするものです。同意等を省略するものではありません。

※電磁的方法により行わない場合は、これまでと同様に、書面で行う必要があります。

利用者への説明・同意等に係る見直しについて

よくある質問① 契約書や重要事項説明書の署名や押印は不要としても差し支えないか。その場合の代替手段とは何か。

(回答)

今回の基準の改正により、交付、説明、同意、承諾等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、事前に利用者等の承諾を得た上で、書面に代えて、電磁的方法によることができるとされました。

具体的には、例えば、電子メールにより利用者が同意の意思表示をする方法が考えられます。署名・押印を求めない場合は、電磁的方法による対応を行うことが必要となります。なお、従前のおり署名・押印欄を設けることも可能ですが、押印をしなくても、契約の効力に影響はありません。

契約書等の押印については、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考に、適切な対応を行ってください。

<電磁的方法について>

※運営基準に電磁的方法による交付、同意、締結について定められていますので、参考にしてください。

利用者への説明・同意等に係る見直しについて

よくある質問② 居宅サービス計画書第1表に署名・押印を、第6表に押印を求めていたが、今後は署名を求めなくてもいいか。

(回答)

居宅サービス計画の内容について、文書により利用者から同意を得る取扱いに変更はありません。今回の基準の改正により、交付、説明、同意、承諾等のうち、書面で行うことが規定されているものについては、利用者の承諾を得た上で、書面に代えて、電磁的方法によることができるとされました。電子メールにより利用者が同意の意思表示をする方法が考えられます。

<留意点>

※「利用者に口頭で同意を得て、支援経過に記録する」という方法は認めていません。従来の方法(第6表であれば、余白に署名をもらう等)または、電磁的方法による同意を得る必要があります。

※「「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」(介護保険最新情報Vol.958)では、居宅サービス計画書標準様式の第6表(サービス利用票)にて利用者確認欄が削除されていますが、**記載要領の「利用者確認」の項目では、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票(控)に利用者の確認を受ける。」**との記載は以前と同様に残っています。

実地指導を通して①

○居宅介護支援との連携について

◆居宅サービス計画に基づいたサービス提供を行う

- ・入浴介助や外出支援等の位置付けがないままサービス提供が行われている

◆ケアマネジャーに事業所計画の配布や各報告を行う

- ・サービス事業所計画を居宅介護支援に提供していないケースやモニタリング等の報告が滞っている

実地指導を通して②

○サービス事業所計画について

◆事業所でアセスメントを行い、計画を作成する

- ・事業所でアセスメントが実施されていない
- ・アセスメントに裏付けされた計画となっていない

◆モニタリング(評価)を適切に実施する

- ・定めた目標ごとの評価がされていない

○入浴介助体制加算について(通所介護)

◆上位加算が全利用者に算定され、適切な説明がされていない

実地指導を通して③

○職員一人一人の研修計画について

◆介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算

- ・加算の要件として職員個別の研修計画の作成が求められている

おわり

- ・8月1日(月)までに桑名市役所介護予防支援室
に**ロゴフォーム**にて**集団指導出席確認票**をご提出
ください

URL <https://logoform.jp/form/XAEm/70507>

